

# 松尾デイサービスセンター料金表

令和2年10月1日現在

## ①要介護者

	基本料金	入浴介助 加算	機能訓練 加算	サービス 提供加算	処遇改善 加算	特定処遇 改善加算	合計	食事料(1 回)	自己負担 1割の方	自己負担 2割の方	自己負担 3割の方
要介護1	6,480	500	460	180	450	90	8,160	650	1,466	2,282	3,098
要介護2	7,650	500	460	180	520	110	9,420	650	1,592	2,534	3,476
要介護3	8,870	500	460	180	590	120	10,720	650	1,722	2,794	3,866
要介護4	10,080	500	460	180	660	130	12,010	650	1,851	3,052	4,253
要介護5	11,300	500	460	180	730	150	13,320	650	1,982	3,314	4,646

※処遇改善加算・特定処遇改善加算は定率算定のため概算額となります。

### 【参考①】

(通常時)

要介護1(自己負担1割)の方が月8回利用した場合

	基本料金	入浴介助 加算	機能訓練 加算	サービス 提供加算	処遇改善 加算	特定処遇 改善加算	合計	食事料	自己負担 1割の方
要介護1	51,840	4,000	3,680	1,440	3,600	720	65,280	5,200	11,728

(新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱い※令和2年7月から)

※1か月のサービス提供回数を3で除した回数(端数切上)と4回を比較し、少ない回数について2区分上位の報酬区分にて算定

要介護1(自己負担1割)の方が月8回利用した場合

	基本料金	入浴介助 加算	機能訓練 加算	サービス 提供加算	処遇改善 加算	特定処遇 改善加算	合計	食事料	自己負担 1割の方
要介護1	32,400	4,000	3,680	1,440	3,700	750	67,240	5,200	11,924
	21,270								

利用1~5回 通常基本料金分 6,480×5回=32,400

利用6~8回 臨時的な取扱い 7,090×3回=21,270

## ②要支援者(介護予防・日常生活支援総合事業)

	基本料金	入浴介助 加算	機能訓練 加算	サービス 提供加算	処遇改善 加算	特定処遇 改善加算	合計	食事料(1 回)	自己負担 1割の方	自己負担 2割の方	自己負担 3割の方
要支援1	16,550			720	1,020	210	18,500	650	2,500	4,350	6,200
要支援2	33,930			1,440	2,090	420	37,880	650	4,438	8,226	12,014

※処遇改善加算・特定処遇改善加算は定率算定のため概算額となります。

※要支援1の方は1週間に1回のみ利用可。

※要支援2の方は1週間に2回まで利用可。

### 【参考②】

(通常時)

要支援1(自己負担1割)の方が月4回利用した場合

	基本料金	入浴介助 加算	機能訓練 加算	サービス 提供加算	処遇改善 加算	特定処遇 改善加算	合計	食事料	自己負担 1割の方
要支援1	16,550	0	0	720	1,020	210	18,500	2,600	4,450

要支援2(自己負担1割)の方が月8回利用した場合

	基本料金	入浴介助 加算	機能訓練 加算	サービス 提供加算	処遇改善 加算	特定処遇 改善加算	合計	食事料	自己負担 1割の方
要介護1	33,930	0	0	1,440	2,090	420	37,880	5,200	8,988